

# 非課税上場株式等管理、非課税累積投資および特定非課税累積投資に関する約款の 一部改正について (2026年4月13日実施)

(下線部分が改正部分を示す。)

改 正	現 行
非課税上場株式等管理、非課税累積投資および特定非課税累積投資に関する約款	非課税上場株式等管理、非課税累積投資および特定非課税累積投資に関する約款
第1条 (約款の趣旨) (省略)	第1条 (約款の趣旨) (省略)
第2条 (非課税口座開設届出書等の提出) お客様が特例の適用を受けるため、当会に非課税口座の開設を申し込む際には、法第37条の14第5項の規定に基づき、非課税口座開設届出書(勘定廃止通知書または非課税口座廃止通知書が添付されたものを除きます。)に必要事項を記載のうえ、署名押印し、当会に提出するものとします。	第2条 (非課税口座開設届出書等の提出) お客様が特例の適用を受けるため、当会に非課税口座の開設を申し込む際には、法第37条の14第5項の規定に基づき、非課税口座開設届出書(勘定廃止通知書または非課税口座廃止通知書が添付されたものを除きます。)に必要事項を記載のうえ、署名押印し、当会に提出するものとします。
2 ～ (省略)	2 ～ (省略)
5	5
6 第2項、第2項の2または第3項の規定により、勘定廃止通知書または非課税口座廃止通知書(以下、あわせて「廃止通知書」といいます。)の提出を受けた場合、非課税口座は、 <u>これらの書類の提出があった日において</u> 開設されます。	6 第2項、第2項の2または第3項の規定により、勘定廃止通知書または非課税口座廃止通知書(以下、あわせて「廃止通知書」といいます。)の提出を受けた場合、 <u>当会は税務署にお客様の廃止通知書にかかる提出事項を提供します。非課税口座は、当会が税務署より非課税口座を開設することができる旨の通知を受領し、当会が申込みを承諾した後に開設されます。ただし、10月1日から12月31日までに当会がお客様から廃止通知書を受領し、同年中に税務署より非課税口座を開設することができる旨の通知を受領し、当会が申込みを承諾した場合には、翌年1月1日に非課税口座が開設されます。</u>
7 ～ (省略)	7 ～ (省略)
9	9
10 お客様が当会に提出された非課税口座開設届出書が法第37条の14第7項第2	10 お客様が当会に提出された非課税口座開設届出書が法第37条の14第7項第2

改正	現行
<p>号の規定により、所轄税務署長から、当会が受理または当会に提出することができない場合に該当する旨およびその理由の通知を受けた場合、<u>または法第37条の14第21項第2号の規定により、お客様にかかる変更届出事項もしくは廃止届出事項の提供がない場合もしくは廃止通知書にかかる提出事項の提供を受けた時前に既に当該所轄税務署もしくは他の税務署に対して同一のお客様にかかる提出事項（廃止年月日が同一のものに限ります。）の提供がある場合に該当する旨およびその理由の通知を受けた場合</u>には、お客様が開設された非課税口座は、その開設の時から非課税口座に該当しないものとして取り扱われ、所得税等に関する法令の規定が適用されます。</p> <p>(削除)</p> <p>第2条の2（非課税口座開設後に重複口座であることが判明した場合の取扱い）  お客様が当会に対して非課税口座開設届出書の提出をし、当会において非課税口座の開設をした後に、当該非課税口座<u>または非課税口座に設定した勘定が重複している</u>ことが判明し、当該非課税口座が法第37条の14第12項の規定により非課税口座に該当しないこととなった場合、<u>または同条第22項の規定により特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定に該当しないこととなった場合、当該非課税口座に該当しない口座または特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定に該当しない勘定</u>で行っていた取引については、その開設のときから一般口座での取引として取り扱わせていただきます。その後、当会において速やかに特定口座への移管を行うことといたします（税務署非承認の回答時に特定口座開設済みのお客様に限ります。）。ただし、この場合でも、非課税口座の特定累積投資勘定の利用を目的とする契約およびそれ以外の契約の両方が可能であるファンド（以下、当約款において「特定銘柄」といいます。）の取引に関しては、上記によらず、開設のときから一般口座での取引のままとして取り扱わせていただきます。</p> <p>第3条（特定累積投資勘定の設定）  お客様が特例の適用を受けるための特定累積投資勘定は、2024年以後の各年に</p>	<p>号の規定により、所轄税務署長から、当会が受理または当会に提出することができない場合に該当する旨およびその理由の通知を受けた場合には、お客様が開設された非課税口座は、その開設の時から非課税口座に該当しないものとして取り扱われ、所得税等に関する法令の規定が適用されます。</p> <p><u>11 2023年12月31日においてお客様が当会に非課税口座を開設しており、当該非課税口座に同年分の非課税管理勘定または累積投資勘定を設定している場合には、当会は、お客様が2024年1月1日において、当会と法第37条の14第5項第1号ハに定める特定非課税累積投資契約を締結したものとみなして、同日に特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定を設定します。ただし、同日において当会に、第6条に定める非課税口座廃止届出書の提出をしたお客様は除かれます。</u></p> <p>第2条の2（非課税口座開設後に重複口座であることが判明した場合の取扱い）  お客様が当会に対して非課税口座開設届出書の提出をし、当会において非課税口座の開設をした後に、当該非課税口座が<u>重複口座である</u>ことが判明し、当該非課税口座が法第37条の14第12項の規定により非課税口座に該当しないこととなった場合、<u>当該非課税口座に該当しない口座</u>で行っていた取引については、その開設のときから一般口座での取引として取り扱わせていただきます。その後、当会において速やかに特定口座への移管を行うことといたします（税務署非承認の回答時に特定口座開設済みのお客様に限ります。）。ただし、この場合でも、非課税口座の特定累積投資勘定の利用を目的とする契約およびそれ以外の契約の両方が可能であるファンド（以下、当約款において「特定銘柄」といいます。）の取引に関しては、上記によらず、開設のときから一般口座での取引のままとして取り扱わせていただきます。</p> <p>第3条（特定累積投資勘定の設定）  お客様が特例の適用を受けるための特定累積投資勘定は、2024年以後の各年に</p>

改 正	現 行
<p>において設けられます。</p> <p>2 ～ (省略)</p> <p>3</p> <p>4 特定累積投資勘定は、2024 年以後の各年の 1 月 1 日（非課税口座開設届出書（廃止通知書が添付されたものを除きます。）が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年にあつては、その提出の日）において設けられ、「廃止通知書」が提出された場合は、<u>当該廃止通知書の提出または</u>提供があつた日（特定累積投資勘定を設定しようとする年の 1 月 1 日前に<u>当該廃止通知書の提出または</u>提供があつた場合には、同日）に設けられます。</p> <p>第 3 条の 2（特定非課税管理勘定の設定） ～ (省略)</p> <p>第 7 条（特定累積投資勘定に受け入れる株式投資信託の範囲） 第 7 条の 2（特定非課税管理勘定に受け入れる株式投資信託の範囲） 当会は、お客様の非課税口座に設けられる特定非課税管理勘定には、次の各号に定める株式投資信託のみを受け入れます。</p> <p>① ～ (省略)</p> <p>②</p> <p>2 特定非課税管理勘定には、<u>前項第 1 号に掲げる株式投資信託等</u>で次のいずれかに該当するものを受け入れることができません。</p> <p>① ～ (省略)</p> <p>③</p> <p>第 8 条（譲渡の方法） ～ (省略)</p> <p>第 13 条（非課税口座内の株式投資信託の払出しに関する通知） 第 14 条（非課税口座年間取引報告書の送付） 当会は、法第 37 条の 14 第 <u>35</u> 項および施行令第 25 条の 13 の 7 の定めるところにより非課税口座年間取引報告書を作成し、翌年 1 月 31 日までに所轄税務署長に</p>	<p>において設けられます。</p> <p>2 ～ (省略)</p> <p>3</p> <p>4 特定累積投資勘定は、2024 年以後の各年の 1 月 1 日（非課税口座開設届出書（廃止通知書が添付されたものを除きます。）が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年にあつては、その提出の日）において設けられ、「廃止通知書」が提出された場合は、<u>税務署から当会にお客様の非課税口座の開設または非課税口座への特定累積投資勘定の設定ができる旨等の</u>提供があつた日（特定累積投資勘定を設定しようとする年の 1 月 1 日前に提供があつた場合には、同日）に設けられます。</p> <p>第 3 条の 2（特定非課税管理勘定の設定） ～ (省略)</p> <p>第 7 条（特定累積投資勘定に受け入れる株式投資信託の範囲） 第 7 条の 2（特定非課税管理勘定に受け入れる株式投資信託の範囲） 当会は、お客様の非課税口座に設けられる特定非課税管理勘定には、次の各号に定める株式投資信託のみを受け入れます。</p> <p>① ～ (省略)</p> <p>②</p> <p>2 特定非課税管理勘定には、次のいずれかに該当するものを受け入れることができません。</p> <p>① ～ (省略)</p> <p>③</p> <p>第 8 条（譲渡の方法） ～ (省略)</p> <p>第 13 条（非課税口座内の株式投資信託の払出しに関する通知） 第 14 条（非課税口座年間取引報告書の送付） 当会は、法第 37 条の 14 第 <u>34</u> 項および施行令第 25 条の 13 の 7 の定めるところにより非課税口座年間取引報告書を作成し、翌年 1 月 31 日までに所轄税務署長に</p>

改正	現行
<p>提出します。</p> <p>第15条（届出事項の変更）  「非課税口座開設届出書」の提出後に、当会に届出した氏名、住所その他の届出事項に変更があったときには、お客様は遅滞なく非課税口座異動届出書（施行令第25条の13の2第1項に規定されるものをいいます。）により当会に届け出るものとします。また、その変更が氏名または住所にかかるものであるときは、お客様は「個人番号カード」等および住民票の写し、各種健康保険の資格確認書、国民年金手帳、運転免許証その他一定の書類を提示し、確認を受けるものとします。</p> <p>2（省略）</p> <p>3 出国により国内に住所および居所を有しないこととなった場合は、法第37条の14第23項第1号または第2号に規定する場合に応じ、当該各号に定める「（非課税口座）継続適用届出書」または「出国届出書」を提出するものとします。</p> <p>4（省略）</p> <p><u>第16条（取引の制限等）</u>  <u>当会は、お客様の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。お客様から正当な理由なく指定した期限までに回答がいただけない場合には、本規定に基づく取引の一部を制限する場合があります。</u></p> <p><u>2 前項の各種確認や資料の提出の求めに対するお客様の回答、具体的な取引の内容、お客様の説明内容およびその他の事情を考慮して、当会がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、本規定に基づく取引の一部を制限する場合があります。</u></p> <p><u>3 前二項に定めるいずれの取引等の制限についても、お客様からの説明等に基づき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当会が認める場合、当会は前二項に基づく取引等の制限を解除します。</u></p> <p>第17条（契約の解除）  この契約は、<u>投資信託総合取引規定第11条第1項または第2項のいずれかに該当したときは解除され、お客様の非課税口座は廃止されるものとします。また、</u></p>	<p>提出します。</p> <p>第15条（届出事項の変更）  「非課税口座開設届出書」の提出後に、当会に届出した氏名、住所その他の届出事項に変更があったときには、お客様は遅滞なく非課税口座異動届出書（施行令第25条の13の2第1項に規定されるものをいいます。）により当会に届け出るものとします。また、その変更が氏名または住所にかかるものであるときは、お客様は「個人番号カード」等および住民票の写し、各種健康保険の資格確認書、国民年金手帳、運転免許証その他一定の書類を提示し、確認を受けるものとします。</p> <p>2（省略）</p> <p>3 出国により国内に住所および居所を有しないこととなった場合は、法第37条の14第22項第1号または第2号に規定する場合に応じ、当該各号に定める「（非課税口座）継続適用届出書」または「出国届出書」を提出するものとします。</p> <p>4（省略）  （追加）</p> <p>第16条（契約の解除）  この契約は、次の各号のいずれかの事由が発生したときは、それぞれに掲げる日に解除され、お客様の非課税口座は廃止されるものとします。</p>

改 正	現 行
<p>次の各号のいずれかの事由が発生したときは、それぞれに掲げる日に<u>この契約は</u>解除され、お客様の非課税口座は廃止されるものとします。</p> <p>① お客様が当会に対して、第 6 条第 1 項に規定する非課税口座廃止届出書を提出したとき 当該提出日</p> <p>② 法第 37 条の 14 第 <u>23</u> 項第 1 号に定める「(非課税口座) 継続適用届出書」を提出した日から起算して 5 年を経過する日の属する年の 12 月 31 日までに法第 37 条の 14 第 <u>25</u> 項に定める「(非課税口座) 帰国届出書」の提出をしなかった場合 法第 37 条の 14 第 <u>27</u> 項の規定により「非課税口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日 (5 年経過日の属する年の 12 月 31 日)</p> <p>③ お客様が当会に対して、法第 37 条の 14 第 <u>23</u> 項第 2 号に定める出国届出書を提出したとき 出国の日</p> <p>④ 非課税口座を開設しているお客様が、出国により居住者または国内に恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなったとき 法第 37 条の 14 第 <u>27</u> 項の規定により「非課税口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日</p> <p>⑤ ～ (省略)</p> <p>⑥ 第 <u>18</u> 条 (免責事項) (省略)</p>	<p>① お客様が当会に対して、第 6 条第 1 項に規定する非課税口座廃止届出書を提出したとき 当該提出日</p> <p>② 法第 37 条の 14 第 <u>22</u> 項第 1 号に定める「(非課税口座) 継続適用届出書」を提出した日から起算して 5 年を経過する日の属する年の 12 月 31 日までに法第 37 条の 14 第 <u>24</u> 項に定める「(非課税口座) 帰国届出書」の提出をしなかった場合 法第 37 条の 14 第 <u>26</u> 項の規定により「非課税口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日 (5 年経過日の属する年の 12 月 31 日)</p> <p>③ お客様が当会に対して、法第 37 条の 14 第 <u>22</u> 項第 2 号に定める出国届出書を提出したとき 出国の日</p> <p>④ 非課税口座を開設しているお客様が、出国により居住者または国内に恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなったとき 法第 37 条の 14 第 <u>26</u> 項の規定により「非課税口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日</p> <p>⑤ ～ (省略)</p> <p>⑥ 第 <u>17</u> 条 (免責事項) (省略)</p>